

daily コラム

2025 年 11 月 18 日 (火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

確定申告書等作成コーナー ID・パスワード方式の新規発行停止

ID・パスワード方式の新規発行停止

現在、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax により税務申告を行う主な方法としては、①マイナンバーカード等を利用した「マイナンバーカード方式」のほか、②税務署が本人確認を行った上で発行する ID とパスワードを利用した「ID・パスワード方式」があります。

この ID・パスワード方式については、当初からマイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応として運用していたため、マイナンバーカードの保有率に鑑み、令和 7 年 10 月 1 日から、新たな ID・パスワードの発行を停止しています。

ついに「普及した」と言えそうな状況に

マイナンバーカードの保有状況ですが、総務省発表を見てみると、令和 7 年 8 月末の時点で人口に対する保有枚数率は 79.4% となっています。

本人確認書類としての利用から、コンビニ交付サービスによる住民票や印鑑証明の取得、健康保険証や免許証としての利用等、様々なサービスを取り入れ、行政の効率化や利便性向上を目指して運用されてきたマイナンバーカードですが、カードの交付が

始まったのが 2016 年 1 月で、マイナンバーカード方式による e-Tax がスタートしたのは ID・パスワード方式と同じで 2019 年 1 月から。その後 2020 年からはスマホによる申告が可能になりました。確定申告で利用できることは、このマイナンバーカードの普及に寄与した大きな要因となっているのではないのでしょうか。

引き続き利用はできるが

ID・パスワード方式で使用する ID・パスワードについては、既存のものであれば引き続き利用は可能です。ただし、「今後に関する対応については、改めてご案内することを予定しています」と言及しており、マイナンバーカードを用いた e-Tax を促進している国税庁としては、廃止も含めた検討を行っているものと考えられます。

利便性を考えると、全ての方式を生かしてくれた方がよいものの、システムの整備等でコストが高くなるのも確かです。とはいえ、一番良くないのは「システムに乗り遅れてしまった人」を救済できるような仕組みがないことです。税務当局は今後も難しいかじ取りを求められそうです。



令和 6 年の確定申告状況を見ると約 144 万人が ID・パスワード方式を利用したようです。